

3 社会の元気

(1) 健康づくりへの取組

◎「健康マイプラン100万人」運動の推進 1,846千円

個々人に応じた健康づくりの実践を県民運動として推進

○「健康マイプラン100万人運動」キャンペーン

- ・リーフレットの作成・配布
- ・ラジオスポットCM 等

○健康マイプラン100万人運動実践講座

- ・講座内容：健診受診の重要性、健康増進プログラムの活用等
- ・事業主体：兵庫県健康財団
- ・回数：100回（本部10回、9圏域各10回）

◎「まちの保健室」事業の推進 5,440千円

（別途復興基金18,500千円）

全県の健康づくり支援の仕組みとして、身近な場で健康相談に応じるほか、高齢者に対して訪問活動を行う「まちの保健室」を推進

○実施主体：兵庫県看護協会

○開設数：292箇所（うち災害復興公営住宅20箇所）

○活動形態：拠点開設（スーパーマーケット・郵便局等での定例開催） 出前隊（イベント等）

◎たばこ対策事業の推進 2,180千円

受動喫煙防止対策のため、実態調査や普及啓発活動を実施

○特に対策の遅れている事業所等を対象とした研修会の実施

○未成年者向け喫煙防止リーフレットの作成・配布

○官公庁、医療機関等約5,000か所の受動喫煙防止対策実態調査の実施

◎特定健診・特定保健指導実施体制の推進

1,211千円

医療保険者の生活習慣病予防に重点をおいた健診・保健指導を効果的・効率的に実施するため、市町や民間事業者に対する研修を実施

○健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修会の開催

・対象者：市町（保健師・管理栄養士等）、民間事業者

・実施回数：2日間×3回×2コース

○評価委員会の設置

◎特定健診・特定保健指導の実施に対する支援

475,178千円

生活習慣病予防に重点をおいた特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を支援するため、市町が実施する健診・保健指導に要する費用の一部を負担

○特定健診

メタボリックシンドローム該当者・予備群の人を見つけ出すことに重点をおいて実施

○特定保健指導

健診結果に応じたグループ分けを行い、個々人の健康状態やライフスタイルに合わせた保健指導を実施

○負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3

◎市町健康増進事業への支援

174,002千円

医療構造改革により、市町が担ってきた老人保健事業のうち医療保険者に義務付けられない事業については、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施することを踏まえ、県民の健康増進を図るため、引き続き助成を実施

○負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3

◎食の健康協力店の推進

1,980千円

外食及び中食産業と連携し、「ひょうご“食の健康”運動」の普及啓発、健康メニューの提供やヘルシーオーダーサービスの実施等を推進

◎歯の健康づくり計画の改定 2,280千円

全ての県民に、生涯を通じた歯科保健サービスが提供できる体制を確立するため、県、市町、学校等の関係機関の取組指針として平成5年度に策定した「歯の健康づくり計画」の3回目の改定を実施

○8020運動推進会議の開催

- ・構成：学識経験者等20名
- ・協議内容：県内の歯科保健対策の現状・課題抽出等

(2) 障害者への支援の充実

① 障害者福祉の充実と自立支援

◎兵庫県障害者福祉プラン（障害福祉計画）の策定 3,994千円

国の障害者プランの策定（19年度）、県の障害福祉計画（18～20年度）の改定時期到来を踏まえ、兵庫県障害者福祉プラン及び障害福祉計画の見直しを行い、新たな計画を一体的に策定

○障害者施策研究会の開催

○障害者等実態調査の実施

障害者施策研究会における検討を受けて、障害者等の生活実態やサービスの利用状況・利用意向等を把握するための実態調査を実施

◎障害者自立支援給付費負担金 8,738,623千円

○居宅系サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護等）（1,893,626）

（うち国緊急措置分74,184）

○施設系サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）（6,603,414）

（うち国緊急措置分114,378）

○補装具（義肢、車いす、補聴器等）（235,752）

○サービス利用計画作成（5,831）

障害者自立支援法にかかる国の見直し内容

項目	内容																																								
障害児利用者負担の軽減	<p>① 特別対策による負担軽減措置対象を市町村民税所得割16万円未満世帯から28万円未満世帯に拡大 (年収ベース 600万円程度→890万円程度)</p> <p>② 特別対策による負担軽減措置対象世帯の1月当りの利用者負担上限月額を更に軽減(通所施設・入所施設)</p> <p>③ ①、②とも平成20年7月から実施</p> <p><障害児通園施設・障害児居宅サービス></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>利用者負担上限</th> <th>所得区分</th> <th>利用者負担上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得1</td> <td>3,750円 (15,000円)</td> <td>低所得1</td> <td>1,500円 (15,000円)</td> </tr> <tr> <td>低所得2(*)</td> <td>6,150円(A) 3,750円(B) (24,600円)</td> <td>低所得2(*)</td> <td>3,000円(A) 1,500円(B) (24,600円)</td> </tr> <tr> <td>一般(所得割16万円未満)</td> <td>9,300円 (37,200円)</td> <td>一般(所得割28万円未満)</td> <td>4,600円 (37,200円)</td> </tr> <tr> <td>一般(所得割16万円以上)</td> <td>37,200円</td> <td>一般(所得割28万円以上)</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p><障害児施設(入所)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>利用者負担上限</th> <th>所得区分</th> <th>利用者負担上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得1</td> <td>7,500円 (15,000円)</td> <td>低所得1</td> <td>3,500円 (15,000円)</td> </tr> <tr> <td>低所得2(*)</td> <td>12,300円 (24,600円)</td> <td>低所得2(*)</td> <td>6,000円 (24,600円)</td> </tr> <tr> <td>一般(所得割16万円未満)</td> <td>18,600円 (37,200円)</td> <td>一般(所得割28万円未満)</td> <td>9,300円 (37,200円)</td> </tr> <tr> <td>一般(所得割16万円以上)</td> <td>37,200円</td> <td>一般(所得割28万円以上)</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	利用者負担上限	所得区分	利用者負担上限	低所得1	3,750円 (15,000円)	低所得1	1,500円 (15,000円)	低所得2(*)	6,150円(A) 3,750円(B) (24,600円)	低所得2(*)	3,000円(A) 1,500円(B) (24,600円)	一般(所得割16万円未満)	9,300円 (37,200円)	一般(所得割28万円未満)	4,600円 (37,200円)	一般(所得割16万円以上)	37,200円	一般(所得割28万円以上)	37,200円	所得区分	利用者負担上限	所得区分	利用者負担上限	低所得1	7,500円 (15,000円)	低所得1	3,500円 (15,000円)	低所得2(*)	12,300円 (24,600円)	低所得2(*)	6,000円 (24,600円)	一般(所得割16万円未満)	18,600円 (37,200円)	一般(所得割28万円未満)	9,300円 (37,200円)	一般(所得割16万円以上)	37,200円	一般(所得割28万円以上)	37,200円
所得区分	利用者負担上限	所得区分	利用者負担上限																																						
低所得1	3,750円 (15,000円)	低所得1	1,500円 (15,000円)																																						
低所得2(*)	6,150円(A) 3,750円(B) (24,600円)	低所得2(*)	3,000円(A) 1,500円(B) (24,600円)																																						
一般(所得割16万円未満)	9,300円 (37,200円)	一般(所得割28万円未満)	4,600円 (37,200円)																																						
一般(所得割16万円以上)	37,200円	一般(所得割28万円以上)	37,200円																																						
所得区分	利用者負担上限	所得区分	利用者負担上限																																						
低所得1	7,500円 (15,000円)	低所得1	3,500円 (15,000円)																																						
低所得2(*)	12,300円 (24,600円)	低所得2(*)	6,000円 (24,600円)																																						
一般(所得割16万円未満)	18,600円 (37,200円)	一般(所得割28万円未満)	9,300円 (37,200円)																																						
一般(所得割16万円以上)	37,200円	一般(所得割28万円以上)	37,200円																																						
障害者の利用者負担の軽減	<p>① 特別対策による負担軽減措置対象世帯の1月当りの利用者負担上限月額を更に軽減(通所施設・施設居宅サービスのみ) (㊟特別対策の1/2。端数調整あり)</p> <p>② 平成20年7月から実施</p> <p><通所施設・居宅サービス></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>利用者負担上限</th> <th>所得区分</th> <th>利用者負担上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得1</td> <td>3,750円 (15,000円)</td> <td>低所得1</td> <td>1,500円 (15,000円)</td> </tr> <tr> <td>低所得2(*)</td> <td>6,150円(A) 3,750円(B) (24,600円)</td> <td>低所得2(*)</td> <td>3,000円(A) 1,500円(B) (24,600円)</td> </tr> <tr> <td>一般(所得割16万円未満)</td> <td>9,300円 (37,200円)</td> <td>一般(所得割16万円未満)</td> <td>9,300円 (37,200円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>37,200円</td> <td>一般</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	利用者負担上限	所得区分	利用者負担上限	低所得1	3,750円 (15,000円)	低所得1	1,500円 (15,000円)	低所得2(*)	6,150円(A) 3,750円(B) (24,600円)	低所得2(*)	3,000円(A) 1,500円(B) (24,600円)	一般(所得割16万円未満)	9,300円 (37,200円)	一般(所得割16万円未満)	9,300円 (37,200円)	一般	37,200円	一般	37,200円																				
所得区分	利用者負担上限	所得区分	利用者負担上限																																						
低所得1	3,750円 (15,000円)	低所得1	1,500円 (15,000円)																																						
低所得2(*)	6,150円(A) 3,750円(B) (24,600円)	低所得2(*)	3,000円(A) 1,500円(B) (24,600円)																																						
一般(所得割16万円未満)	9,300円 (37,200円)	一般(所得割16万円未満)	9,300円 (37,200円)																																						
一般	37,200円	一般	37,200円																																						

注1 低所得2 Aは居宅サービス(通所サービスとの併用を含む)の利用
Bは通所サービスのみの利用の場合

注2 ()は、㊟特別対策前の負担額
(ただし、預貯金1,000万円未満の者を除く)

項目	内容								
所得区分認定の世帯範囲の見直し	① 利用者負担上限額の設定に係る所得区分については、 <u>世帯の範囲を見直し、本人及び配偶者のみの所得で判断</u> ② <u>平成20年7月から実施</u>								
事業者の経営基盤の強化	① 通所サービスの単価を約4%引上げ ② 通所サービスの定員の更なる弾力的な運用 (上限を超えると報酬が70%に減算される) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1日当たりの利用者数</td> <td style="text-align: right;">定員の120%以内</td> </tr> <tr> <td>過去3ヶ月当たりの平均利用者数</td> <td style="text-align: right;">定員の110%以内</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1日当たりの利用者数</td> <td style="text-align: right;">定員の150%以内</td> </tr> <tr> <td>過去3ヶ月当たりの平均利用者数</td> <td style="text-align: right;">定員の125%以内</td> </tr> </table> </div> ③ 入所サービスの入院・外泊時支援の充実 ④ <u>平成20年4月から実施</u>	1日当たりの利用者数	定員の120%以内	過去3ヶ月当たりの平均利用者数	定員の110%以内	1日当たりの利用者数	定員の150%以内	過去3ヶ月当たりの平均利用者数	定員の125%以内
1日当たりの利用者数	定員の120%以内								
過去3ヶ月当たりの平均利用者数	定員の110%以内								
1日当たりの利用者数	定員の150%以内								
過去3ヶ月当たりの平均利用者数	定員の125%以内								
基金事業の拡充	施設外就労、重度障害者への対応、児童デイサービスへの支援、相談支援事業の充実、施設の拠点機能を高める活動等「障害者自立支援特別対策事業基金」による事業を拡大								

◎障害者自立支援医療費負担金

3,976,430千円

障害の軽減等、障害者の更生に係る医療費を給付

○更生医療給付費 (850,965)

・給付対象：身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者

○育成医療費 (52,708)

・給付対象：身体に障害のある児童等

○精神医療費（通院医療） (3,072,757)

・給付対象：精神疾患を有する者

◎障害者自立支援に係る県単独負担軽減措置

52,204千円

低所得者層の居宅・通所サービス等に係る県単独負担軽減措置

○通所授産施設利用者負担軽減事業（20年7月以降は国緊急措置で対応）

○移動支援事業（地域生活支援事業）利用者負担軽減事業

○グループホーム等利用者家賃助成事業

○医療型障害児施設利用者負担軽減事業

◎拡障害者自立支援に係る新サービス体系への円滑な移行の支援 597,493千円

(障害者自立支援特別対策事業基金活用)

18年度に設置した障害者自立支援特別対策事業基金を活用し、小規模作業所等の新サービス体系への円滑な移行を促進

- 新体系移行緊急基盤整備事業 (250,000)
 - ・補助額：5,000千円以内
 - ・事業箇所：50か所
- 新就労継続支援事業（A型）施設等整備事業 (100,000)
 - ・補助額：10,000千円以内
 - ・事業箇所：10か所
- 新生産活動機能強化機器導入事業 (150,000)
 - ・補助額：5,000千円以内
 - ・事業箇所：30か所
- 新地域活動支援センター設備整備事業 (30,000)
 - ・補助額：1,000千円以内
 - ・事業箇所：30か所
- 新小規模作業所統合整備事業 (50,000)
 - ・補助額：5,000千円以内
 - ・事業箇所：10か所
- 新サービス体系移行推進事業 (13,993)
- 新小規模作業所等法人格取得推進事業 (3,500)

◎拡障害者自立支援特別対策事業の拡充

277,713千円

(障害者自立支援特別対策事業基金活用)

国における障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、障害者自立支援特別対策事業基金を活用し、事業者の経営基盤の強化等を図ることとされたことを踏まえ、基金を活用した特別対策事業を拡充

<国の緊急措置による追加事業>

- 新施設外就労等支援事業 (33,760)
- 新児童デイサービス個別支援助成事業 (20,400)

- ・補助額：1,900千円以内
- ・事業箇所：6か所
- 新ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 (30,263)
 - ・補助額（1日1人あたり）：区分6 1,000円 区分5 820円
区分4 650円
- 新相談支援充実・強化事業 (69,700)
 - ・補助額：1,700千円
- 新地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 (15,000)
 - ・補助額：1,500千円以内
- 新事業者コスト対策事業 (37,590)
 - ・補助額：30千円以内
- 新視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業 (1,000)
- 新自立支援プロジェクト助成事業 (70,000)

◎拡発達障害者支援ネットワークの構築 1,190千円

当事者（両親を含む）に視点をおいた発達障害者支援ネットワークの構築を推進

○当事者に対する情報提供

チラシの配布やホームページへの掲載等による親の会に関する情報の提供

○親の会への支援

- ・親の会リーダーに対する研修の実施
- ・親の会への巡回指導
- ・発達障害者支援センター・ランチと親の会とのネットワークづくり

◎新小児リハ病棟の運営 62,558千円

総合リハビリテーションセンター中央病院小児リハ病棟の運営

○施設概要

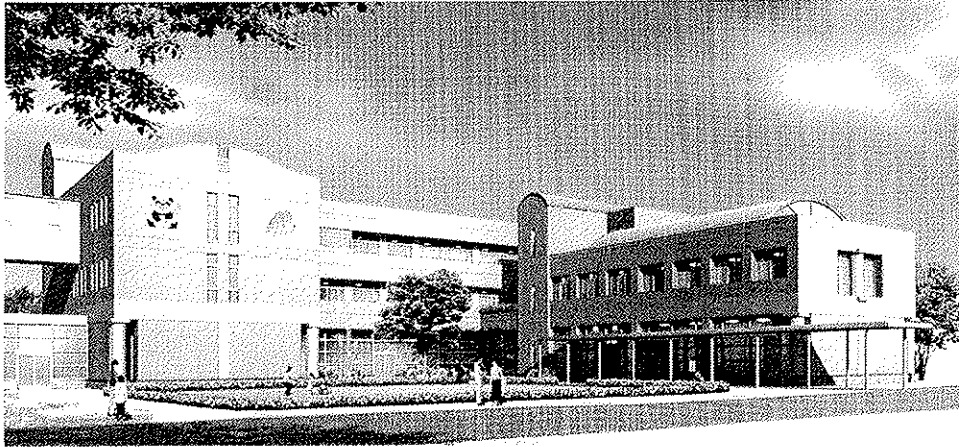
- ・場 所：総合リハビリテーションセンター内（神戸市西区）
- ・床面積：1,661.6㎡
- ・主要施設：小児リハ病棟（30床）

外来、診察室、病室、理学療法室、作業療法室、プレイルーム等

・開設時期：20年4月

○管理・運営方法

兵庫県社会福祉事業団（総合リハビリテーションセンターの指定管理者）に委託



【総合リハビリテーションセンター中央病院小児リハ病棟】

◎新肢体不自由児療護施設の運営

101,645千円

総合リハビリテーションセンター肢体不自由児療護施設の運営

○施設概要

- ・場 所：総合リハビリテーションセンター内（神戸市西区）
- ・床面積：1,159㎡
- ・主要施設：肢体不自由児療護施設（定員20人）
居室、デイルーム兼食堂、プレイコーナー等
- ・開設時期：20年4月

○管理・運営方法

兵庫県社会福祉事業団（総合リハビリテーションセンターの指定管理者）に委託

② 障害者の就労・社会参加への支援

◎障害者しごと支援事業の実施 18,165千円

障害者の福祉的就労への支援、一般就労移行のための企業内研修等の実施

○しごと開拓事業

- ・しごと開拓推進員の配置（4人）
- ・販売企画向上事業（企業、NPOとの連携による授産製品の展示会開催等）
- ・授産製品のインターネット販売ショップの運営支援

○一般就労移行支援事業

- ・障害者インターンシップ事業
- ・作業技術向上研修の実施

◎障害者就業・生活支援センター事業の実施 21,990千円

職場不適合等により就職や職場定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行う障害者就業・生活支援センターの業務のうち、生活支援に関する業務を加古川はぐるま福祉会等5団体に委託

○箇所数：既設4か所、新規1か所（中播磨圏域）

◎障害者小規模通所等援護事業の実施 401,600千円

障害者が作業を通じて生活、自立訓練を行う小規模作業所等の運営を支援

○補助対象施設数：作業所172か所、地域活動支援センター119か所

○負担割合：県2/10、市町8/10（市町への交付税措置を除いた運営費用について県1/3、市町2/3で負担）

◎知的障害者率先雇用事業の実施 6,393千円

県による障害者雇用の率先行動として、知的障害者を日々雇用職員として雇用

- ・配置人数：14人（本庁4人、県民局10人）

◎新「第10回日本アグーナリー」の開催支援 2,000千円

障害のあるスカウトが集い、キャンプ生活などを通じ、明るい希望を持って社会生活にとけ込めることを目的とした「第10回日本アグーナリー」の開催を支援

- 実施主体：ボーイスカウト日本連盟
- 開催時期：20年7月31日～8月4日
- 開催場所：神戸市北区しあわせの村
- 参加者：障害スカウト等 1,500人

③ ユニバーサル社会づくりの推進

◎新ユニバーサル社会の実現に向けた取組 6,278千円

- 「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」の運営 (322)
県民、地域団体、NPO、企業・団体・行政のネットワーク組織を構築し、ユニバーサル社会づくりの取組を推進
 - ・総会の開催
開催時期：20年9月中旬
参加団体：64団体（地域団体、企業、行政等）
- ユニバーサル社会づくりの情報発信 (586)
ユニバーサル社会づくりの理念普及や実践活動の展開を図るため、ホームページにより総合的な情報提供を実施
- ◎新ユニバーサル社会づくり実践活動マニュアルの作成 (1,086)
実践的な取組を行うための適切な視点を提供するマニュアルの作成
 - ・策定委員会：委員5人（学識者、障害者団体代表等）、2回開催
 - ・作成部数：5,000部
- ユニバーサル社会づくりアワードの実施 (222)
ユニバーサル社会づくりの先導的な取組を顕彰
 - ・顕彰件数：3部門計10件程度（個人2件、団体4件、企業4件）
- ◎新ユニバーサル社会づくり人材育成研修の実施 (262)
 - ・対象者：市町職員、率先行動会員 等
 - ・回数：県内6地域各1回（各50人程度）

○新こころのユニバーサル推進運動の展開 (3,800)

困っている人がいたら声をかけて助け合う「こころのユニバーサル推進運動」を展開

- ・啓発パンフレット作成 (25,000部)
- ・普及キャンペーンの実施 (2回×10地区)
- ・推進員連絡会議の開催 (2回×10地区)
- ・声かけ運動通信の発行 (年2回発行)

(3) 医療・福祉基盤の充実

① 医療構造改革の推進

○新療養病床の転換推進 57,566千円

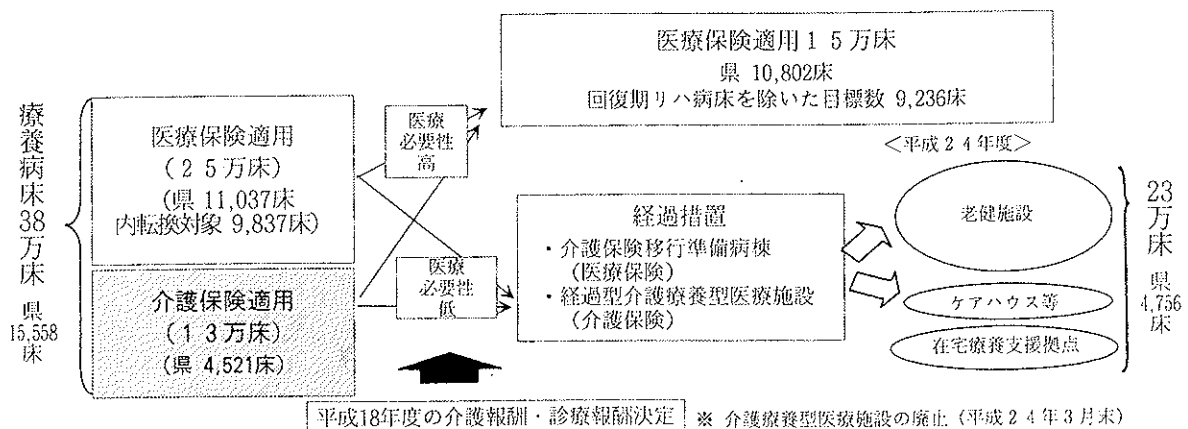
療養病床の介護老人保健施設や有料老人ホーム等への転換を推進

○説明会の開催 (566)

- ・内容：転換支援策や介護施設の設置基準、転換手続等について情報提供
- ・回数：3回 (阪神、播磨、但馬)

○医療療養病床転換支援補助事業 (57,000)

- ・実施主体：医療法人、市町
- ・支援箇所数：3箇所
- ・補助単価：創設1,000千円/床、改築1,200千円/床、改修500千円/床
- ・負担割合：国10/27、県5/27、保険者12/27



◎在宅療養生活支援事業の実施

9,701千円

在宅療養を希望する患者が適切な医療・介護サービスが受けられ、安心して在宅療養ができるよう、在宅療養体制を支える医療・福祉連携機能を充実

○在宅移行連携モデル事業

在宅医療・介護に関するコーディネート機能の明確化を図るモデル的な取組を支援

- ・補助対象経費：病院から在宅に移行する患者に対するコーディネートを行う看護師、医療ソーシャルワーカーの配置等に要する経費

- ・負担割合：県1/2、事業者1/2

○在宅ケア従事者研修（医師、看護師、福祉関係者等への研修）

○ケアチームづくり支援

- ・補助対象：診療所等（50チーム）
- ・補助基本額：60千円/1チーム（補助率1/2）

○在宅療養相談支援事業

- ・実施場所：県立がんセンター
- ・実施内容：相談員（医療ソーシャルワーカー）を1人配置

○圏域在宅ケア推進協議会の設置運営（委員10人×10圏域）

② 医療施設の充実

◎県立病院における診療機能等の充実

9,446,510千円

○県立新加古川病院の整備 (9,167,538)

21年度開設予定の県立新加古川病院の建築工事及び医療機器の整備等

- ・場所：加古川市神野町
- ・規模：鉄筋コンクリート造（免震構造）地上6階・地下1階
- ・病床数：353床（一般290、緩和ケア25、救急救命30、感染症8）

○ライフライン確保対策の推進 (198,972)

大規模災害時における水、電気等のライフライン途絶に対応し、地域の基幹病院として患者・職員の生命の安全及び診療機能を確保するため、ライフライン確保のための施設等整備を計画的に推進

- ・ 県立がんセンター：受水槽・高架水槽の耐震化、給水系統の複数化、自家発電機・燃料タンクの増設

○患者アメニティの充実 (80,000)

患者の「豊かさ」、「快適さ」に対するニーズの高まりに対応するため、患者アメニティ充実対策を展開

- ・ 主な整備内容：トイレ・病室内衛生設備の改善等

◎県立粒子線医療センターの運営 2,863,386千円

先進医療（陽子線・炭素線治療）の提供

○運営経費：2,863,386千円（うち県一般会計負担621,829千円）

◎兵庫医大篠山病院の建替支援 102,493千円

兵庫医大篠山病院の建替等に対して支援

○対象経費：患者の療養環境改善、医療従事者の職場環境改善、衛生環境改善等の施設整備に要する工事費

○国庫補助（H20：42,493千円 H21：382,441千円 計424,934千円）

○県単支援（H20：60,000千円 H21：70,000千円 H22：70,000千円

計200,000千円）

③ 疾患に対応した適切な医療の提供

◎音楽療法の導入促進 10,037千円

医療、福祉施設等に対して、音楽療法の実施経費を助成

○補助対象：音楽療法士が施設利用者を対象に定期的に音楽療法を実施する施設

○補助単価：5千円／回×1／2（補助率）

○目標施設数：100施設

◎新型インフルエンザ対策の推進

100千円

新型インフルエンザ発生初期に的確に対応するため、国及び関係機関と連携し実地訓練を実施

○実施時期：20年7月（予定）

○参加機関：県健康福祉事務所、政令市保健所、検疫所、医療機関等

◎エイズ医療体制の整備

7,723千円

総合的なエイズ対策を推進

○エイズ治療拠点病院等のエイズ診療従事者に対する研修 (1,817)

・エイズカウンセラー派遣の再開

○エイズ等検査体制の整備

・健康福祉事務所におけるH I V等抗体検査等の実施 (3,074)

・相談窓口の設置

・休日におけるH I V検査を医師会に委託 (1,008)

○エイズ夜間電話相談の実施 (983)

○高等学校新入生向け副読本の作成 等 (841)

④ 医薬品等の安全対策の推進

◎新登録販売者試験の実施

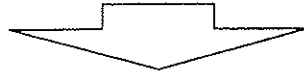
8,455千円

薬事法の改正（18年6月公布）により新たに登録販売者制度が設けられたことに伴い、厚生労働省令で定める登録販売者試験を実施

<医薬品販売制度の見直し>

【現行】

業態の種類		専門家（資質）	販売可能な一般用医薬品
薬	局	薬剤師（国家資格）	全ての医薬品
薬	一般販売業		
店	薬種商販売業	薬種商販売業者（都道府県試験）	指定医薬品以外の医薬品
	配置販売業	配置販売業者（試験なし）	一定の品目
	特例販売業	（薬事法上定めなし）	限定的な品目



【新制度（21年度～）】

業態の種類	専門家（資質）	販売可能な一般用医薬品
薬 局	薬剤師（国家資格）	全ての医薬品
店 舗 販 売 業	薬剤師（国家資格）又は登録 販売者（都道府県試験）	薬剤師は全ての医薬品 登録販売者は特にリスクの高 い医薬品を除く医薬品
配 置 販 売 業		

◎後発医薬品使用の促進

1,280千円

後発医薬品の普及促進を図るため、推進協議会の開催、県民への普及啓発を実施

- 後発医薬品適正使用推進協議会の開催（4回）
- ポスター・パンフレット等による普及啓発
- 後発医薬品製造販売業者等への指導

⑤ 医療費負担の軽減

◎老人医療費助成事業の実施

3,274,561千円

- 対 象 者：65歳以上69歳以下の者
- 実 施 主 体：市町
- 補 助 率：市町の財政力指数に応じ、1／2又は2／3を補助
- 一部負担金：定率2割負担（低所得者Ⅰは定率1割負担）
（負担限度額は老人保健制度に準拠）
- 所 得 制 限：住民税非課税者で一定以上所得者の家族でないこと

世 帯 区 分	負担割合	負担限度額	
		外 来	入 院
一般 住民税非課税者で一定以上所得者の家族でないこと	2 割	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと（年金収入65万円以下かつ所得がないこと）	1 割	8,000円	15,000円

※新行革プランと経過措置について

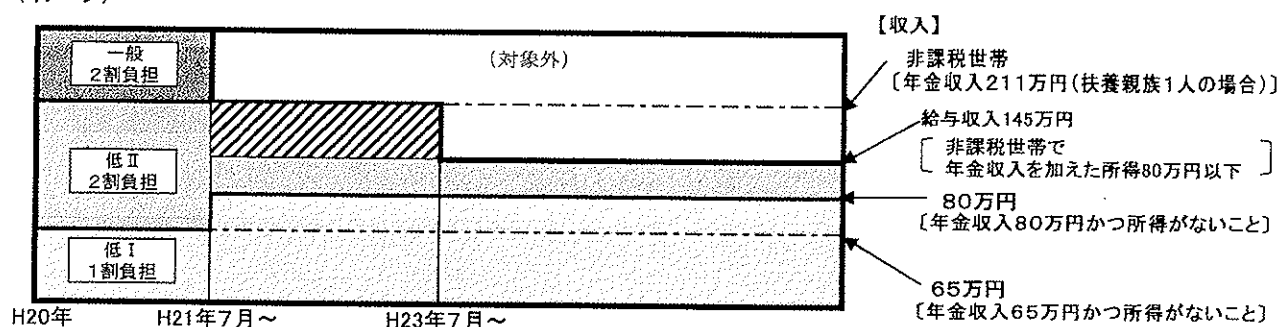
○所得制限及び負担限度額

世帯区分	負担割合	負担限度額	
		外来	入院
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下であること	2割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと（年金収入80万円以下かつ、所得がないこと）	1割	8,000円	15,000円

○経過措置

- ・1年間の周知期間を設け、平成21年7月に実施
- ・新たな所得制限の基準を上回る現行の低所得者Ⅱについては、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、本人負担2割を継続する経過措置を講じる

(イメージ)



◎重度障害者医療費助成事業の実施

5,209,675千円

○対象者：障害程度1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者

○実施主体：市町

○補助率：1/2

区分		内容
一部負担金	外来	1医療機関等あたり1日500円（低所得者は300円）を限度に月2回まで
	入院	定率1割負担（1医療機関あたり月額2,000円（低所得者は1,200円）を限度）
所得制限		特別障害者手当の所得制限の基準を準用 ・扶養義務者（扶養親族2人の場合）の所得限度額674.9万円

※新行革プランと経過措置について

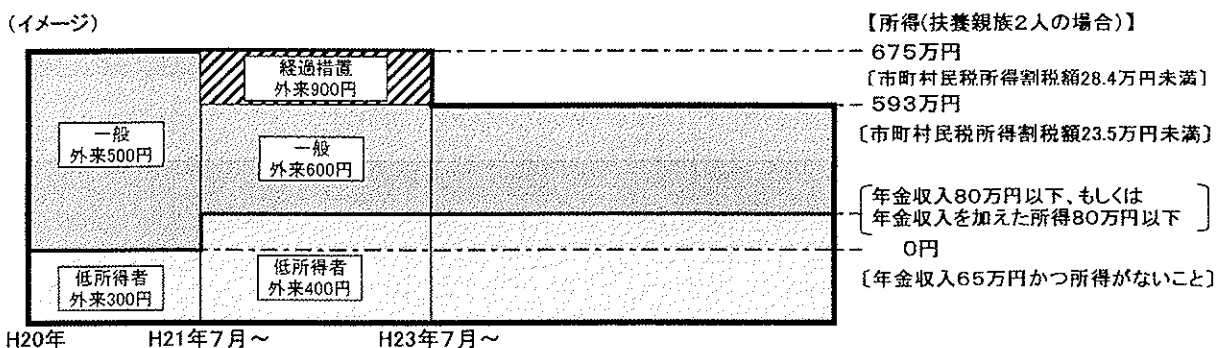
○所得制限及び負担限度額

区 分		内 容
一部負担金	外来	1 医療機関等あたり 1 日600円（低所得者は400円）を限度に月 2 回まで
	入院	定率 1 割負担（1 医療機関あたり月額2,400円（低所得者は1,600円）を限度）
所得制限		自立支援医療制度の所得制限の基準を準用し、市町村民税所得割税額23.5万円未満 ・扶養義務者（扶養親族 2 人の場合）の所得限度額593万円に相当

○経過措置

- ・ 1 年間の周知期間を設け、平成21年 7 月に実施
- ・ 新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者（特別障害者手当の所得制限の基準に該当する、市町村民税所得割税額23.5万円以上の者）については、平成21年 7 月から平成23年 6 月までの 2 年間、外来については、1 医療機関等当たり900円を限度に月 2 回計1,800円まで、入院については、定率 1 割負担、負担限度額を3,600円とする経過措置を講じる

(イメージ)



◎乳幼児等医療費助成事業の実施（再掲 P.59） 4,170,811千円

◎母子家庭等医療費助成事業の実施 1,191,173千円

○対象者

- ・ 18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父及びその児童
- ・ 遺児（年齢は同じ）

○実施主体：市町

○補助率：市町の財政力指数に応じ 1 / 3 ～ 2 / 3 を補助

区 分		内 容
一部負担金	外来	1医療機関等あたり1日500円（低所得者は300円）を限度に月2回まで
	入院	定率1割負担（1医療機関あたり月額2,000円（低所得者は1,200円）を限度）
所得制限		児童扶養手当の所得制限の基準を準用 ・扶養義務者（扶養親族2人の場合）の所得限度額268万円

※新行革プランと経過措置について

○一部負担金

区 分		内 容
一部負担金	外来	1医療機関等あたり1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで
	入院	定率1割負担（1医療機関あたり月額2,400円（低所得者は1,600円）を限度）

○経過措置

- ・1年間の周知期間を設け、平成21年7月に実施

低所得者基準比較（イメージ）

収入目安	保険制度	公費負担医療制度	公費負担医療制度			
	老人保健	マル老	重度障害者	乳幼児等	母子家庭	自立支援
非課税世帯(年金収入211万円) ※二人世帯	低Ⅱ					
自立支援基準(145万円) (年金収入80万以下もしくは年金収入を加えた所得80万円以下)		↓	低所得	低所得	低所得	非課税世帯Ⅰ
マル老推進方策案(80万円) (年金収入80万円、給与収入65万円)	低Ⅰ	↑				
		年金収入65万円				

⑥ 福祉人材の確保

◎福祉人材確保対策の推進

38,291千円

福祉人材の確保が困難になっていることから19年8月に改正された国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を踏まえ、広域的な視点に立って福祉・介護サービスの分野における人材確保対策を充実・強化

◎福祉人材の確保と定着に関する調査研究及び実施プログラムの策定

施設における雇用状況や給与等労働環境に関する調査研究をもとに、人

材確保対策の実施プログラムを策定

○多様な人材の参入・参画の促進

- ・**新**福祉人材リリーフバンクの創設（短期間就労あっせん）
- ・**新**福祉人材センター出張相談の実施
- ・**新**福祉人材確保推進員の設置
- ・**新**大学への福祉職場リクルーターの派遣
- ・**新**巡回就職相談会の開催（加古川市、西脇市、相生市、豊岡市、丹波市、洲本市）
- ・就職説明会の開催（学生、**新**中高年者） 等

○**新**福祉人材のキャリアアップ支援

- ・社会福祉研修のあり方研究会の設置
- ・研修会の開催（30回程度）

○**新**社会福祉法人の経営強化

- ・社会福祉法人経営支援協議会の設置（公認会計士等専門家による支援策検討）
- ・法人経営専門相談会、スキルアップ研修会開催 等

○福祉・介護サービスの周知・理解

- ・広報誌の発行
- ・**新**団塊の世代等を対象とした1日介護・施設体験会の開催
- ・**新**福祉系大学と施設経営者意見交換会の開催
- ・**新**福祉体験講座の開設

⑦ 生活保障の確保

◎自殺予防対策の推進

3,926千円

自殺予防に係る県民意識を高め、平成28年までに県内の自殺死亡者を1,000人以下に減少させることを目標に実効ある対策を推進

○自殺対策推進連絡会議の開催

○自殺の減少をめざす社会づくり出前講座の実施

○気づき・つなぎ・相談体制の充実

- ・「いのちの電話」活動支援
- ・**新**自殺のサインに対する行動マニュアルの作成

- うつ対策の推進
- 自殺予防相談の充実強化
 - ・保健師研修の充実
 - ・**新**相談機関掲載リーフレットの作成
- 自死遺族支援

◎**新**全国民生委員児童委員大会の開催 2,000千円

民生委員・児童委員の交流を図るため、第77回全国民生委員児童委員大会を本県で開催

- ・開催時期：20年10月29日・30日
- ・開催場所：ワールド記念ホールほか
- ・参加者数：約4,000人

◎**新**救護施設居宅生活者ショートステイ事業の実施 1,752千円

一時的に精神状態が不安定となる居宅生活の生活保護受給者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、規則正しい生活を提供し、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援

◎**新**中国残留邦人への支援 12,085千円

○中国残留邦人支援給付金事業 (1,987)

中国残留邦人の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給に加え、新たに老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援給付を実施

○中国残留邦人支援事業 (10,098)

新たに生活支援給付金制度が創設されることに伴い、中国残留邦人に理解が深く、中国語を話すことができる「支援・相談員」を設置

- ・県内配置数：12人

(4) 高齢者福祉の充実

◎**新**後期高齢者医療制度に対する支援 42,980,435千円

20年4月から兵庫県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療制度における医療給付等に要する経費に対し財政支援

○医療給付費県費負担金 (34,580,298)

- ・負担割合：保険料 1 / 10、支援金 4 / 10、公費 5 / 10

(うち公費 国：県：市町 = 4：1：1)

- 高額医療費県費負担金 (1,138,432)
 - 高額な医療費について、その一部を公費で負担し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクを緩和
 - ・負担割合：国 1 / 4、県 1 / 4、広域連合 2 / 4
- 保険基盤安定負担金 (5,884,189)
 - 低所得者等の保険料軽減分を公費で負担
 - ・負担割合：県 3 / 4、市町 1 / 4
- 不均一保険料県費負担金 (51,325)
 - 1人当たり老人医療給付費が一定以上低い市町の保険料軽減分を公費で負担
 - ・負担割合：国 1 / 2、県 1 / 2
- 財政安定化基金積立金 (1,326,191)
 - 保険料未納リスク、給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため基金を県に設置
 - ・負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、広域連合 1 / 3

老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較

区 分	老人保健制度	後期高齢者医療制度
運営主体	市町	広域連合
対 象 者	75歳以上の者 65-74歳の一定の障害を有する者	同 左
保 険 料	被保険者は各医療保険制度の保険料を負担	被保険者は総医療費から自己負担額を除いた1割を保険料として負担（年金天引き）
保 険 料 の 賦 課 単 位	原則、世帯単位（被扶養者あり）	個人単位（被扶養者なし）
加入形態	それぞれの医療保険制度及び市町が行う老人保険制度に加入	これまでの医療保険制度から脱退し後期高齢者医療制度に加入
患 者 の 負 担 割 合	原則1割（現役並み所得者3割）	同 左
財 源 構 成	<一般> (自己負担：1割) 自己負担：公費（国：県：市町＝4/12：1/12：1/12） 保険者拠出金 1/2	<一般> (自己負担：1割) 自己負担：公費（国：県：市町＝4/12：1/12：1/12） 保険料 1/10 後期高齢者支援金 4/10
	<現役並み所得者> (自己負担：3割) 自己負担：保険者拠出金 10/10	<現役並み所得者> (自己負担：3割) 自己負担：保険料 1/10 後期高齢者支援金 9/10

◎新老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）の改定 2,279千円

17年度に策定した「兵庫県老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」（計画期間：18～20年度）を改定

○次期計画期間：21～23年度

◎拡介護保険事業の推進 43,646,128千円

○介護給付費県費負担金 (41,857,435)

・負担割合：保険料50%、国25%、県12.5%、市町12.5%

（施設等給付は国20%、県17.5%）

○拡地域支援事業県交付金 (1,788,693)

市町が実施する介護予防事業や包括的支援事業、給付適正化事業等を支援（給付適正化事業については新たに特別枠を創設）

・上限額（見込）：保険給付費の3.29%（192.3%）

◎新介護技術向上研修の実施 22,306千円

高齢者介護従事者や指導者に対し、介護技術・知識の向上を目指す研修を実施

○介護従事者技術向上研修、介護予防推進研修、認知症介護研修

◎新地域包括支援センター地域資源ネットワークの構築 1,929千円

地域の実情に応じた医療・福祉・保健等の地域資源のネットワークを構築し、地域包括支援センターの対応能力を向上

○地域資源ネットワークの現状等に関する実態調査の実施

○地域資源ネットワーク先進地域の視察

○地域資源ネットワーク検討会議（3回）

○報告会・研修会の開催

◎地域包括支援センター職員研修の実施

1,940千円

市町が設置する地域包括支援センターの職員に対する研修の実施

○事業期間：18～20年度

○研修内容

- ・初任者研修（受講者数38人）
- ・現任者研修（受講者数55人）
- ・介護予防支援従事者研修（受講者数4人）

◎福祉施設における緩和ケア研修の実施

800千円

介護保険施設入所者の処遇向上を図るため、緩和ケア、終末期（ターミナル）ケアに係る知識・技能を習得するための研修を実施

○対象：介護保険施設に勤務する看護師、介護職員

◎老人福祉施設整備の推進

459,700千円

介護保険事業支援計画に基づき、社会福祉法人等が行う特別養護老人ホーム等の創設、増改築等に対し補助

○事業主体：社会福祉法人又は市町

○箇所数：4か所（特別養護老人ホーム2か所、養護老人ホーム1か所、介護老人保健施設1か所）

◎認知症地域資源ネットワークの構築

14,597千円

認知症への早期対応のため、利用できる資源を探索・収集し地域の実情に応じて有効に活用するネットワークの構築を目指すモデル事業を引き続き実施するとともに、若年性認知症の実態把握を行い、総合的に認知症対策を推進